



熊本県公報

第 1 1 7 6 8 号
平成 20 年 12 月 26 日 (金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	(水産振興課) 1
○保安林の指定	(森林保全課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定 (福祉用具貸与、特定福祉用具貸与)	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具貸与)	(//) 2
○指定居宅サービス事業所の指定 (訪問看護)	(//) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問看護)	(//) 3
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課) 3
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(会計課) 5
○熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨	(交通・くらし安全課) 6
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(//) 6
○指定居宅サービス事業者等の指定 (開設許可) の更新	(高齢者支援総室) 6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 8
公 告	
○道路の位置指定の公告	(建築課) 8
○道路の位置指定の公告	(//) 8
○道路の位置指定の公告	(//) 8
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	(//) 8
○公共測量の実施	(監理課) 9
○熊本都市計画地区計画の決定	(都市計画課) 9
○くまもとの夢4カ年戦略の決定	(企画課) 9
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告	(建築課) 9
○三次元電子線マイクロアナライザーの調達に係る一般競争入札後の落札者決定の公告	(管理調達課) 10
○国土利用計画 (熊本県計画) の変更	(地域政策課) 10
登 載 依 頼	
○菊池川水系上内田川における竿釣り以外の漁法での採捕禁止区域の設定	(熊本県内水面漁場管理委員会) 41
○菊池川の岩野川吐合口における水産動植物の採捕禁止区域の設定	(//) 42
○裁決手続開始決定	(用地対策課) 42
○裁決手続開始決定	(//) 43

規 則

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 1 2 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 6 7 号

熊本県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則
熊本県内水面漁業調整規則 (平成 7 年熊本県規則第 2 9 号) の一部を次のように改正する。
第 3 6 条第 2 項中「第 12 号様式」を「第 10 号様式」に、同条第 3 項中「第 13 号様式」を「第 11 号様式」に改める。
別表緑川の部緑川の項区域の欄中「下益城郡富合町大字上杉」を「熊本市富合町上杉」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第1113号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字上ワクド石5357番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ところ 荒尾市万田字陣内648番1	株式会社ところ	平成21年1月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ところ 荒尾市万田字陣内648番1	株式会社ところ	平成21年1月1日

熊本県告示第1115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ところ 荒尾市万田字陣内648番1	株式会社ところ	平成21年1月1日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ところ 荒尾市万田字陣内648番1	株式会社ところ	平成21年1月1日

熊本県告示第1116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
九州記念病院訪問看護ステーション 熊本市水前寺公園3番38号	医療法人社団岡山会	平成21年1月1日

熊本県告示第1117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
九州記念病院訪問看護ステーション 熊本市水前寺公園3番38号	医療法人社団岡山会	平成21年1月1日

熊本県告示第1118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
高橋整形外科居宅介護支援センター訪問介護 荒尾市原万田815番地2	医療法人社団高整会 荒尾市原万田815番地2	平成18年4月1日
ヘルパーステーションコスモス 玉名郡南関町久重546番地1	有限会社南関介護支援事業所 玉名郡南関町久重545番地	平成18年4月1日
小国町社協訪問介護事業所 阿蘇郡小国町宮原1530番地2	社会福祉法人小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町宮原1530番地2	平成18年5月1日
りんどう荘福祉サービスセンター 阿蘇郡南小国町赤馬場3388番地1	社会福祉法人南小国町社会福祉協議会 阿蘇郡南小国町赤馬場3388番地1	平成18年4月1日
つつじ山荘ヘルパーステーション 菊池郡大津町大津2061番地	社会福祉法人双友会 菊池郡大津町大津2061番地	平成18年4月1日
ホームヘルパーステーションでんでんむし 合志市御代志1161番地124	有限会社でんでんむし 合志市御代志1161番地124	平成19年2月1日

（介護予防訪問入浴介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
りんどう荘福祉サービスセンター 阿蘇郡南小国町赤馬場3388番地1	社会福祉法人南小国町社会福祉協議会 阿蘇郡南小国町赤馬場3388番地1	平成18年4月1日

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
まつおクリニック指定通所介護サービスセンターゆうじん 玉名市山田高岡原2016番地1	医療法人社団あすなろ会 玉名市山田高岡原2016番地1	平成18年4月1日

立願寺温泉デイサービス湯と里館 玉名市岩崎382番地	有限会社立願寺温泉企画 玉名市岩崎382番地	平成18年5月1日
通所介護事業所福祉サービスセンターほっと館 阿蘇郡産山村大利657番地2	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇郡産山村大利657番地3	平成18年4月1日
りんどう荘福祉サービスセンター 阿蘇郡南小国町赤馬場3388番地1	社会福祉法人南小国町社会福祉協議会 阿蘇郡南小国町赤馬場3388番地1	平成18年4月1日
デイサービスセンター陽ノ丘荘 阿蘇郡南阿蘇村河場4463番地	社会福祉法人順和会 阿蘇郡南阿蘇村河場4463番地	平成18年4月1日
なかがわ整形のデイサービスセンター 菊池郡菊陽町津久礼4285番地1	医療法人フォーチュン 熊本市武蔵ヶ丘二丁目2番2号	平成19年4月1日
つつじ山荘デイサービスセンター 菊池郡大津町大津2061番地	社会福祉法人双友会 菊池郡大津町大津2061番地	平成18年4月1日
泗水苑デイサービス事業所 菊池市泗水町永1021番地	社会福祉法人泗水福祉会 菊池市泗水町永1021番地	平成18年4月1日
あやすぎデイサービスセンター 山鹿市鹿北町岩野5497番地2	社会福祉法人平成会 山鹿市鹿北町岩野5497番地2	平成18年4月1日
(介護予防通所リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
高橋整形外科居宅介護支援センター通所リハビリテーション 荒尾市原万田815番地2	医療法人社団高整会 荒尾市原万田815番地2	平成18年4月1日
老人保健施設聖ルカ苑 玉名郡長洲町宮野2772番地10	医療法人社団聖和会 玉名郡長洲町宮野2775番地	平成18年4月1日
老人保健施設星雲荘 玉名市横島町横島3387番地	医療法人安田会 玉名市横島町横島3198番地5	平成18年4月1日
老人保健施設サンライズヒル 菊池郡菊陽町曲手760番地	医療法人社団熊本丸田会 熊本市九品寺一丁目15番7号	平成18年12月1日
老人保健施設桜の里 合志市須屋702番地	医療法人中山会 合志市須屋702番地	平成18年4月1日
(介護予防短期入所生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム陽ノ丘荘 阿蘇郡南阿蘇村河場4463番地	社会福祉法人順和会 阿蘇郡南阿蘇村河場4463番地	平成18年4月1日
特別養護老人ホームつつじ山荘 短期入所施設 菊池郡大津町大津2061番地	社会福祉法人双友会 菊池郡大津町大津2061番地	平成18年4月1日

泗水苑ショートステイ事業所 菊池市泗水町永1021番地	社会福祉法人泗水福祉会 菊池市泗水町永1021番地	平成18年4月1日
あやすぎショートステイセンター 山鹿市鹿北町岩野5497番地2	社会福祉法人平成会 山鹿市鹿北町岩野5497番地2	平成18年4月1日
(介護予防短期入所療養介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
老人保健施設聖ルカ苑 玉名郡長洲町宮野2772番地10	医療法人社団聖和会 玉名郡長洲町宮野2775番地	平成18年4月1日
老人保健施設星雲荘 玉名市横島町横島3387番地	医療法人安田会 玉名市横島町横島3198番地5	平成18年4月1日
老人保健施設サンライズヒル 菊池郡菊陽町曲手760番地	医療法人社団熊本丸田会 熊本市九品寺一丁目15番7号	平成18年12月1日
老人保健施設桜の里 合志市須屋702番地	医療法人中山会 合志市須屋702番地	平成18年4月1日
(介護予防認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホームひまわり21長洲 玉名郡長洲町折崎633番地5	特定非営利活動法人長寿会 玉名郡長洲町折崎603番地1	平成18年4月1日
グループホーム陽なたぼっこ 阿蘇郡南阿蘇村河陽4463番地	社会福祉法人順和会 阿蘇郡南阿蘇村河陽4463番地	平成18年4月1日
たしま友遊苑 菊池市泗水町田島616番地1	社会福祉法人久仙会 沖縄県島尻郡久米島町兼城1464番地5	平成18年7月1日
グループホームあやすぎの里 山鹿市鹿北町岩野5479番地1	社会福祉法人平成会 山鹿市鹿北町岩野5497番地2	平成18年4月1日
(介護予防福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社後藤産業 山鹿市南島1429番地2	有限会社後藤産業 山鹿市南島1429番地2	平成18年4月1日
(特定福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社後藤産業 山鹿市南島1429番地2	有限会社後藤産業 山鹿市南島1429番地2	平成18年4月1日
(特定介護予防福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社後藤産業 山鹿市南島1429番地2	有限会社後藤産業 山鹿市南島1429番地2	平成18年4月1日
熊本県告示第1119号 昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）		

の一部を次のように改正し、平成20年12月26日から施行する。
平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関の名称及び位置の表中「九州労働金庫秋津レークタウン代理店」を「九州労働金庫秋津レークタウン出張所」に改める。

熊本県告示第1120号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成20年12月19日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	劇場版MAJOR 友情の一球（東宝）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第1121号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成20年12月16日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	桃尻パラダイス いんらん夢昇天（オーピー） OL家庭教師 いじり突く（オーピー） 浴衣妻の下心 全身快感（新日本） ふたりの妹 むしゃぶり発情白書（オーピー） 熟女達の欲求 イジリ食い（新日本） 続・令嬢美姉妹 凄まじい淫欲（新東宝） パイプ屋の女主人 うねり抜く（オーピー） 兄嫁の夜這い すすり泣く三十七歳（新日本） 猟色未亡人 着物のままで（新東宝） 派遣ナース おまかせ速射天国（オーピー） 中川准教授の淫びな日々（新日本） タマもの つきまかれる熟女（新東宝） 黒髪教師 劣情（新日本） 激しいSEX 異常愛撫（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第1122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第48条第1項第1号の規定により指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定介護老人福祉施設を次のとおり指定し、同法第94条第1項の規定により介護老人保健施設を次のとおり許可した。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	事業者名	事業所の名称	事業所の所在地	指定有効期限
訪問看護	有限会社 あい	訪問看護ステーションあい	熊本県八代市島田町863番地3	平成27年1月28日
訪問介護	医療法人社団 仁誠会	赤とんぼ訪問介護事業所	熊本県熊本市戸島西二丁目3番10号	平成27年3月31日
訪問介護	有限会社健康福祉社アフティアール	指定訪問介護昭孝園	熊本県熊本市黒髪一丁目2番37号	平成27年2月14日
訪問介護	熊本市農業協同組合	JA熊本市訪問介護センターほほえみ愛	熊本県熊本市南熊本一丁目7番26号	平成27年3月26日
訪問介護	医療法人社団 大浦会	訪問介護ステーション博寿園	熊本県熊本市三郎一丁目1番80号 203	平成27年1月31日
訪問介護	特定非営利活動法人 ホームヘルパー広域自費登録保障協会	サポートセンターかがやき	熊本県熊本市新屋敷一丁目13番4号 金倉ビル1F	平成27年3月31日
訪問介護	社会福祉法人 博愛福祉会	ヘルパーステーションユーユー	熊本県荒尾市下井手1199番地12	平成27年3月29日

サービスの種類	事業者名	事業所の名称	事業所の所在地	指定有効期限
訪問介護	有限会社ラポート	有限会社ラポート	熊本県水俣市大園町三丁目2番27号	平成27年2月28日
訪問介護	有限会社ファン	ヘルパーステーションサンビリアありあけ	熊本県玉名市岩崎416番地1	平成27年3月21日
訪問介護	有限会社 アイアイ・サービス	ヘルパーステーション・アイアイ	熊本県玉名市伊倉北方2653番地3	平成27年3月31日
訪問介護	特定非営利活動法人 ウインディ21やまが	さくらケアサービス山鹿	熊本県山鹿市山鹿343番地4	平成27年3月31日
訪問介護	社会福祉法人 明照園	ヘルパーステーション明照園	熊本県天草市久玉町1273番地の1	平成27年2月28日
訪問介護	有限会社 オリーブ企画	有限会社 オリーブ企画	熊本県上益城郡益城町辻の城100番地4	平成27年3月31日
訪問介護	社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会	あさぎり町社会福祉協議会訪問介護事業所	熊本県球磨郡あさぎり町上北1874番地	平成27年3月31日
訪問介護	株式会社 明日香	ヘルパーステーション あすか	熊本県上天草市松島町合津7909番地2	平成27年2月28日
福祉用具貸与	株式会社 安民堂	安民堂指定福祉用具貸与事業所	熊本県人吉市大工町1番地	平成27年1月16日
福祉用具貸与	株式会社 ハートウェル	株式会社ハートウェル熊本店	熊本県熊本市流通団地二丁目20番1号 センコービル2階	平成27年2月28日
福祉用具貸与	有限会社 千広	有限会社 千広	熊本県熊本市出仲間九丁目2番3号	平成27年3月15日
福祉用具貸与	株式会社 チハラ	株式会社チハラ福祉事業部	熊本県宇城市三角町三角浦1159番地の21	平成27年3月6日
福祉用具貸与	有限会社 ひまわり	有限会社 ひまわり	熊本県宇城市松橋町松山3567番地	平成27年3月17日
福祉用具貸与	有限会社 ヨコオ	有限会社 ヨコオ	熊本県阿蘇市一の宮町富地1792番地の1	平成27年1月28日
特定施設入居者生活介護	社会福祉法人 博愛福祉会	ケアハウススーユー	熊本県荒尾市下井手1199番地12	平成27年3月31日
通所介護	医療法人社団 あすなろ会	まっおクリニック指定通所介護サービスセンターゆうじん	熊本県玉名市山田2016番地の1	平成27年1月31日
通所介護	医療法人社団 仁水会	通所介護ふれあい倶楽部	熊本県宇城市松橋町久具323番地1	平成27年3月29日
通所介護	株式会社 メデカジャパン	くまもとケアセンターそよ風	熊本県熊本市山ノ内三丁目9番27号	平成27年3月31日
通所介護	有限会社健康福祉社アフティアール	指定通所介護昭孝園	熊本県熊本市黒髪一丁目2番37号	平成27年1月31日
通所介護	株式会社 ヴィーヴル	デイサービスセンターヴィーヴルへいせい	熊本県熊本市田迎一丁目7番9号	平成27年3月21日
通所介護	有限会社健康福祉社アフティアール	指定通所介護 昭孝園 子飼ステーション	熊本県熊本市西子飼町10番12号	平成27年2月18日
通所介護	株式会社シラサギ	シラサギ デイサービスセンター	熊本県八代市北の丸町3番地50	平成27年1月19日
通所介護	医療法人社団 昭和会	デイサービスむつみ	熊本県荒尾市荒尾317番地1	平成27年2月28日
通所介護	特定非営利活動法人 地域たすけあいの会	通所介護事業所 ささえあい	熊本県玉名市富尾1202番地1号	平成27年3月21日
通所介護	有限会社ふれあいサロン・はまなす	デイサービスふれあいサロン・中島さんち	熊本県天草市亀場町亀川263番地2	平成27年1月31日
通所介護	有限会社 いずみ	通所介護 菜の花	熊本県天草市本渡町本渡845番地3	平成27年3月31日
通所介護	有限会社 オー・エム・エス	デイサービスセンター おんじゃく	熊本県下益城郡美里町中小路897番地	平成27年1月5日
通所介護	社会福祉法人 日岳会	デイサービスセンター 太郎	熊本県宇城市小川町江頭38番地1	平成27年1月5日
通所介護	有限会社 ホンダ介護サービスセンター	デイサービスセンター 柊	熊本県上益城郡御船町御船820番地	平成27年2月17日
通所介護	社会福祉法人 志友会	指定通所介護事業所 であいクラブ	熊本県葦北郡芦北町芦北2324番1	平成27年3月31日
通所介護	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターにしき	熊本県球磨郡錦町一武1641番地	平成27年3月29日
通所介護	社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会	あさぎり町社会福祉協議会ヘルシーランド通所介護事業所	熊本県球磨郡あさぎり町上北1874番地	平成27年3月31日
通所介護	社会福祉法人 御薬園	デイサービスセンター 桜の里	熊本県球磨郡水上村大字岩野宇石原2658番1	平成27年3月31日
通所リハビリテーション	医療法人社団 芳仁会	指定通所リハビリテーション事業所しらつぼ	熊本県熊本市田崎三丁目1番17号	平成27年3月31日
通所リハビリテーション	医療法人 恵泉会	万江病院デイケアセンター	熊本県人吉市瓦屋町1718番地1	平成27年1月5日
通所リハビリテーション	医療法人社団 栄康会	医療法人社団栄康会西村病院デイケアセンター	熊本県上益城郡嘉島町北甘木2085番地	平成27年2月13日
通所リハビリテーション	医療法人 愛生会	デイケアセンター愛生	熊本県人吉市南泉田町89番地	平成27年3月23日
通所リハビリテーション	医療法人社団 木星会	「湯の里」通所リハビリテーションセンター	熊本県山鹿市新町1204番地	平成27年1月14日
短期入所生活介護	医療法人 愛生会	ショートステイ愛生	熊本県人吉市南泉田町89番地	平成27年3月23日
短期入所生活介護	社会福祉法人 御薬園	ショートステイ 桜の里	熊本県球磨郡水上村大字岩野宇石原2658番1	平成27年3月31日
居宅介護支援	医療法人社団 悠愛会	居宅介護支援事業所ゆうあい	熊本県熊本市画図町下無田1139番地	平成27年3月31日
居宅介護支援	医療法人社団 芳仁会	指定居宅介護支援事業所 たさき	熊本県熊本市田崎三丁目1番17号	平成27年3月28日
居宅介護支援	医療法人社団 あすなろ会	居宅介護支援事業所まつぼっくり	熊本県玉名市山田2016番地の1	平成27年2月6日

熊本県告示第1123号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
城南学園ケアホーム事業所 下益城郡城南町大字藤山1276番地2	社会福祉法人 慶信会 下益城郡城南町大字藤山1276番地2 甲斐 孝子	平成21年 1月5日	4321520076	共同生活介護

公 告

熊本県公告第843号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市小川町南小川462番地1
- 2 築造者の氏名 金城信一
- 3 道路の位置 宇城市小川町河江字前田192番2地先里道及び水路の一部及び同192番3地先里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.05メートル
- 5 道路の延長 31.97メートル
- 6 指定年月日 平成20年12月9日
- 7 指定番号 宇城景建第36号

熊本県公告第844号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 天草市南新町9番地の22
- 2 築造者の氏名 本渡五和農業協同組合
- 3 道路の位置 天草市八幡町127番9
- 4 道路の幅員 5.51メートル
- 5 道路の延長 32.30メートル
- 6 指定年月日 平成20年12月10日
- 7 指定番号 天草企調第21号

熊本県公告第845号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 天草市南新町9番地の22
- 2 築造者の氏名 本渡五和農業協同組合
- 3 道路の位置 天草市八幡町127番4
- 4 道路の幅員 5.51メートル
- 5 道路の延長 22.00メートル
- 6 指定年月日 平成20年12月10日
- 7 指定番号 天草企調第22号

熊本県公告第846号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市大倉字山ノ後449番、同460番5、同460番6、同463番1、同463番2、同463番3、同464番、同465番、同466番、同467番1、同467番2、同475番1、同475番2、同479番の一部、同480番の一部及び里道の一部
11,630.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市鶴見区横堤四丁目12番20号
近藤 日出子

熊本県公告第847号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（デジタル航空写真撮影及びデジタルオルソフォト）	平成20年12月15日から 平成21年3月31日まで	熊本市全域

熊本県公告第848号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のように公衆の縦覧に供する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（群窪地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第849号

平成23年度までの新たな県政運営の基本方針となる「くまもとの夢4カ年戦略」を決定したので、次の場所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

縦覧できる場所	所 在 地
熊本県情報プラザ	熊本市水前寺六丁目18-1
熊本県総合政策局企画課	熊本市水前寺六丁目18-1
宇城地域振興局総務部総務振興課	宇城市松橋町久具400-1
玉名地域振興局総務部総務振興課	玉名市岩崎1004-1
鹿本地域振興局総務部総務振興課	山鹿市山鹿1026-3
菊池地域振興局総務部総務振興課	菊池市隈府1272-10
阿蘇地域振興局総務部総務振興課	阿蘇市一の宮町宮地2402
上益城地域振興局総務部総務振興課	上益城郡御船町辺田見396-1
八代地域振興局総務部総務振興課	八代市西方町1660
芦北地域振興局総務部総務振興課	葦北郡芦北町芦北2670
球磨地域振興局総務部総務振興課	人吉市西間下町86-1
天草地域振興局総務部総務振興課	天草市今釜新町3530

※縦覧のほか、熊本県ホームページに掲載する。

熊本県公告第850号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字松ノ本1665番23

- 679.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市赤星1172番地1
東 誠子

熊本県公告第851号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
三次元電子線マイクロアナライザー 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成20年11月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
三和理工 有限会社 取締役 加藤 義人
熊本市御領三丁目12番1号
- 5 落札金額
68,985,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,285,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成20年10月10日

熊本県公告第852号

国土利用計画（熊本県計画）の全部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第9項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年12月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

国土利用計画（熊本県計画）

目 次

前 文

- 1 県土利用に関する基本構想
 - (1) 熊本県の基本的条件
 - ア 社会的条件
 - イ 自然的条件
 - ウ 県民的条件
 - (2) 県土利用の基本方針
 - ア 持続可能な県土管理の能動的展開
 - イ 持続可能な県土管理を行う際の4つの観点
 - (ア) 安全で安心できる県土利用
 - (イ) 循環と共生を重視した県土利用
 - (ウ) 地下水の保全に配慮した県土利用
 - (エ) うるわしくゆとりある県土利用
 - ウ 持続可能な県土管理を行うための3つの手法
 - (ア) 多様な主体による県土管理

- (イ) 総合的な県土管理
- (ウ) 双方向的な県土管理

2 県土利用の基本方向

(1) 地域類型別の県土利用の基本方向

- ア 都市
- イ 農山漁村
- ウ 自然維持地域

(2) 利用区分別の県土利用の基本方向

- ア 農用地
- イ 森林
- ウ 原野
- エ 水面・河川・水路
- オ 道路
- カ 宅地
 - (ア) 住宅地
 - (イ) 工業用地
 - (ウ) その他の宅地
- キ その他
 - (ア) 文教施設・公園緑地等
 - (イ) レクリエーション用地
 - (ウ) 低未利用地
 - (エ) 沿岸域

3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- (1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
- (2) 地域別の概要

4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- (1) 公共の福祉の優先
- (2) 国土利用計画法等の適切な運用
- (3) 地域整備施策の推進
- (4) 県土の保全と安全性の確保
- (5) 環境の保全と美しい県土の形成
- (6) 土地利用の転換の適正化
- (7) 土地の有効利用の促進
- (8) 県土の県民的経営の推進
- (9) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発
- (10) 指標の活用

前 文

熊本県の区域における国土（以下「県土」という。）は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

また、本県は、「躍動し、飛躍する県」として熊本の可能性を最大化し、県民総参加により「くまもとの夢」の実現に努めることによって、「県民の総幸福量（GNH＝グロス・ナショナル・ハピネス）の最大化」を目指すところである。

このため、県土の利用においても公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、県民・企業・行政等の多様な主体（以下「多様な主体」という。）とのパートナーシップのもと、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、県土の利用に関する基本的事項を定める計画であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画及び県下の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに、同法第4条の国土利用計画を構成し、市町村計画及び同法第9条に規定する熊本県土地利用基本計画の基本となるものである。

1 県土利用に関する基本構想

(1) 熊本県の基本的条件

本県は、九州の中央に位置するという優位な地理的条件にある。また、県土の6割以上を占める森林などの緑と、白川水源など8つの水源が全国の名水百選に選ばれるとともに県全体の生活用水の約8割を地下水で賄うなど、清らかで豊富な水資源に恵まれている。

さらに、世界最大級のカルデラをもつ雄大な阿蘇をはじめとする美しい自然、人吉・球磨地域の仏教文化や天草地域のキリシタン文化など、歴史と豊かな風土にはぐくまれた魅力ある地域文化や、我が国有数の食料供給基地としての役割を果たしている農業を始めとする各産業など、多くの優れた素材を有している。

今後の県土の利用を計画するに当たっては、これらの地域特性・地域資源をいかしつつ、次のような基本的条件を十分考慮して行う必要がある。

ア 社会的条件

全国的な人口減少社会の到来と急速な少子高齢化の進展の中で、本県においても人口は減少しているものの、総世帯数の増加がみられ、熊本都市圏においては、人口増加にともなう土地需要が当面予想される。

県下の都市においては、中心市街地の空洞化、虫食い状態での低未利用地の増加などにより、土地利用効率の低下が懸念される。

また、農山漁村においては、過疎化・高齢化や、農林業の就業人口の減少による管理水準の低下等の要因により、耕作放棄地や植林未済地の増加といった問題が起きており、適切な対策が必要となっている。

イ 自然的条件

近年、大規模地震・津波・高潮・風水害・土砂災害などの災害の増加や被害の甚大化が懸念されるなか、県土の安全性の確保に対する要請が高まっており、自然災害に対して迅速かつ適切に対応することが重要な課題となっている。

また、地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機等の問題が顕在化しているため、循環と共生を重視した県土利用への取組が重要になっている。

さらに、県内の飲用水等の大部分を賄う等本県の特長である豊富な地下水が近年減少傾向にあるため、これをかん養・保全することが重要である。

ウ 県民的条件

社会的、自然的条件が変化するなか、良好なまちなみ景観の形成や、自然とのふれあい等に対する県民の意識が高まっている。

そのため、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、うるわしくゆとりある県土利用を更に進めていくことが期待される。

さらに、県民自らが主体となった里地・里山の保全・再生、森づくり運動、河川・道路・海岸の美化活動など、土地に関するパートナーシップによる取組が増加している。

このため、今後は、多様な主体による協働を創出し土地問題に対する活動を積極的に支援していくことが求められる。

(2) 県土利用の基本方針

ア 持続可能な県土管理の能動的展開

本県の基本的条件を踏まえて、全体としては土地利用転換の圧力が低下しているという状況を、県土利用の量的調整に加え質的向上をより一層積極的に推進するための機会ととらえ、うるわしくゆとりある県土をより良い状態で次世代に引き継ぐための「持続可能な県土管理」を能動的に行っていくことが重要である。

そのためには、個々の課題に適切に対応しながら、地域ごとの柔軟な対応のもとで取組を行っていくことが必要となる。

イ 持続可能な県土管理を行う際の4つの観点

持続可能な県土管理を行う際には、次の4つの観点を基本として県土管理を行っていく。

(ア) 安全で安心できる県土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適切な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や海面上昇など気候変動の影響への対応も踏まえ、諸機能の適切な配置、防災拠点の整

備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ハザードマップ等の作成、電気・ガス・上下水道・通信・交通等のライフラインの多重化・多元化を進めるとともに、治山・治水を基本とした水系の総合的管理、農用地の管理保全、県土面積の6割以上を占める森林の持つ県土保全機能等の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

さらに、高齢者や障がい者の自立と社会参加を進めるための生活環境の整備を図り、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用を進める必要がある。

(イ) 循環と共生を重視した県土利用

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、県内各河川流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、「エコロジカル・ネットワーク」の形成などの取組による自然の保全・再生・創出などを図り、本来地域が備え持つ自然のシステムにかなった県土利用を進めていく必要がある。

(ウ) 地下水の保全に配慮した県土利用

県内の生活用水の約8割を賄う等本県にとって極めて重要な資源である地下水を総合的に保全・管理していくために、水源かん養域における農用地や森林等の保全策や汚染物質の地下浸透の防止策等を講じる必要がある。

また、近年市街化の進展や転作等による水田面積の減少により地下水かん養量が減少し、熊本地域の地下水位が低下している問題についても、対策を講じる必要がある。

(エ) うるわしくゆとりある県土利用

人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がりや「ランドスケープ（風土景観）」をとらえ、ランドスケープが良好な状態にあることを県土のうるわしさと呼ぶこととし、地域が主体となって、その質を高めていくことが重要である。

このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村を中心とした、里山の保全等の自然環境資源の確保、歴史的・文化的景観の保存、地域の自

然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・復元・形成などを進めるとともに、県民の自然や文化とのふれあい志向に適切に対応していくことが必要である。

ウ 持続可能な県土管理を行うための3つの手法

持続可能な県土管理を行うためには、県土利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、県内各地域において、総合的な観点で地域住民との合意形成を図るとともに周辺の土地利用との調和を図っていく必要がある。

同時に、土地利用の可逆性が容易に得られないことを念頭において慎重な土地利用転換や既存の土地の有効利用を重視しながら、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることや、それぞれの地域において地域の実情に即した取組を地域が主体的に促進していくことが重要である。

(ア) 多様な主体による県土管理

国・県・市町村がそれぞれに公的な役割を發揮すること、土地所有者等による適切な管理がなされること、パートナーシップの理念に基づき、多様な主体がまちづくりや森づくり、農地の保全管理等に参加し直接的に県土利用や管理にかかわること、地元農産品の購入や募金等で間接的に県土利用や管理につながる取組をすることなどを幅広く展開させることにより、県民一人一人が県土利用や管理の一翼を担い協働していく必要がある。

すなわち、県として県民総参加による「県土の県民的経営」を促進する必要がある。

(イ) 総合的な県土管理

県民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものとして捉えて快適性や安全性を考えるなど、空間における個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況がある。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が行政界を越えて連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。

このように、県内各地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりを踏まえ、総合的にとらえて管理を行う必要がある。

(ウ) 双方向的な県土管理

地域間の交流・連携が進む中で、多数の都市住民が阿蘇地域での草原再生や人吉・球磨地域での植林未済地への対応としての植林・森づくり、有明海・八代海の再生などの活動へ参加するなど、それぞれの地域の土地利用に対して、地域外から様々な人や団体が積極的に関与する状況がみられる。

また、都市と農山漁村等は環境保全や防災対策上密接なつながりをもつなど、地域間には相互に深いつながりがみられる。このように都市と農山漁村等は相互に影響を及ぼしあっているので、その結びつきに配慮した形で双方向的な県土管理を行っていく必要がある。

2 県土利用の基本方向

(1) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。

なお、県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮し、一体となって県土を支えるという考え方が重要である。

ア 都市

市街地（人口集中地区）については、人口減少や高齢化の進展の中で全体としては市街化圧力が低下することが見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の機会ととらえ、低炭素型やコンパクトな都市づくりなども視野に入れて、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、あわせて経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっている。

このため、中心市街地等における都市機能の集積や、公共交通機関を中心としたアクセシビリティの確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。

また、都市間の広域的な交通体系によって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換については抑制することを基本とする。

加えて、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置

すること、健全な水循環系の構築や、資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負担が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観を形成することや、緑地及び水辺空間によるエコロジカル・ネットワークの形成を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成に努める。

さらに、豊かな住環境の創出や商業地の魅力を向上することで街なか居住を推進し、中心市街地の再構築を図る。特に、引き続き人口の増加や産業の集積が見込まれる地域においては、生活関連基盤の先行的整備に努めるなど、自然環境に配慮しつつ、計画的な土地利用の誘導を図る。

イ 農山漁村

本県の農山漁村は、そこに住む人の生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、新鮮な農林水産物や代々受け継がれた生活文化や芸能等の資源を有している。

このように、農山漁村は県民共有の財産であるという認識のもと、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を構築していく必要がある。

このような中で、優良農用地の確保及び適切な森林管理を行い、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画・協働等により県土資源の適切な管理に努める。あわせて二次的自然としての農山漁村における景観、県土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成に努めるとともに、隣近接する都市との交流・機能分担・連携を促進する。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いた土地利用への誘導を図る。具体的には、農業生産基盤の整備、優良農地の確保と担い手への農用地の利用集積を進める。農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な利活用に取り組みながら地域を活性化し、それを踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するように、地域の実情

に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

なお、農山漁村は地形的に自然条件が厳しい地域が多く、近年多発する土砂災害に対する安全性を高めるため、土砂災害危険箇所を考慮した県土利用への誘導、既居住地における警戒避難態勢の整備、地域防災拠点、避難所、避難経路の整備等により、防災に配慮した農山漁村の形成を図る。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土のエコロジカル・ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適切に保全する。

その際、外来生物の侵入や野生鳥獣による農林水産業への被害等の防止に努めるとともに、都市・農山漁村との良好な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図る。

また、適切な管理の下で、優れた自然的地域特性を次世代に伝えるために、自然体験・環境学習等を実施し、自然とのふれあいの場として利活用を図る。

なお、自然維持地域は県土保全機能や地下水のかん養域としての機能も有することから、その点にも配慮して適切な保全を図る。

(2) 利用区別の県土利用の基本方向

利用区別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、(ア)安全で安心できる県土利用、(イ)循環と共生を重視した県土利用、(ウ)地下水の保全に配慮した県土利用、(エ)うるわしくゆとりある県土利用という4つの観点からの土地利用を推進していくことを基本として、多様な主体による総合的、双方向的な取組を行っていく必要がある。

ア 農用地

生産性や収益性の高い農業を確立し、安全で質の高い農産物を安定的に供給することを目標にするとともに、国内外や県内外における農産物の長

期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持・強化のため、生物多様性の保全にも配慮しつつ、平地農業地域、中山間農業地域等それぞれの立地条件に応じた必要な農用地の確保と整備を図る。

また、農用地の保全と農業生産活動が行われることにより、県土や自然環境の保全、水源かん養、良好な農村景観の形成等の多面的な機能が発揮されることから、不断の良好な管理を行うことで、農業の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。

さらに、生産と環境保全との調和を目指す持続可能な自然循環型農業の推進に努める。

耕作放棄地については、担い手への利用集積や多様な主体による様々な取組により新たな耕作放棄地の発生防止に努めるとともに既存の耕作放棄地の有効な利活用を図る。加えて、農山村の美しい景観を保持するため、棚田等の適切な保全・管理に努める。

市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点を踏まえた有効利用を図る。

イ 森林

森林については、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向や経済的位置付けの向上を視野に入れた林業の振興等を踏まえ、県土保全・水源かん養・保健休養等森林の持つ多面的機能を楽しむつつ、次世代に豊かな状態で継承できるような持続可能な森林経営の確立に向け、森林の整備と保全を図る。

また、シカ等の野生鳥獣による被害や不在村森林所有者の増加等森林の管理水準の低下への対策を講じる。植林未済地の増加については、新たな植林未済地の発生を抑制するとともに、既存の植林未済地についても、関係団体・機関等による監視体制の強化やボランティア等の多様な主体による様々な取組により解消に努める。

都市及びその周辺森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図る。

農山漁村集落周辺の森林については、地域の良好な景観の形成要因となるため、地域社会の活性化に加え多様な県民の要請に配慮しつつ、適切な保全・管理を図る。

さらに、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、適正な維持・管理を図る。

ウ 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

特に、阿蘇地域の原野は、独自の美しい景観や貴重な生態系等を形成しているため、多様な主体の様々な取組により適切に保全していく必要がある。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適切な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

河川氾濫地域や土石流危険渓流における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適切な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通して自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等、多様な機能の維持と向上を図る。

オ 道路

一般道路については、本県の拠点性向上に必要な、観光拠点や産業拠点、九州新幹線駅や主要港湾等へのアクセスとなる道路等の整備を進め、交通結節機能を高めることや、各地域間の骨格となる主要な道路の整備により、県土利用の効率性向上を図る。

そのために必要な用地を計画的に確保するとともに、多様な主体による施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

一般道路の整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮して、道路の安全性、快適性の向上並びに防災機能の向上、快適な歩行者空間の確保、公共・公益施設の収容機能の向上等を図るとともに、地域の沿道景観や環境に十分配慮した道路づくりを推進する。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上、農山村の活性化並びに農用地及び森林の適切な管理を図るため必要な用地の確保を行うとともに、多様な主体による施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持

継続的な利用を図る。

農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全及び農山村の良好な景観を損なわないように十分配慮する。

カ 宅地

(ア) 住宅地

熊本に住んで良かったと思える豊かな住生活を実現するため、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・防災・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。

さらに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、災害の発生や被害に迅速かつ適切に対応可能な県土利用を図る。

特に、人口集中の顕著な市街地においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境、良好なまちなみ景観の創出を図る。

(イ) 工業用地

周辺地域の環境や景観の保全に配慮しながら、高度技術に立脚したもののづくり拠点形成を目標に、地元企業の技術高度化、起業家支援を図るとともに活力ある企業の立地を促進し、地域バランスにも配慮しながら工業生産に必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換にともなって生じる工場跡地については土壌汚染の調査や汚染対策を行うとともに、良好な都市環境の整備を前提にした有効利用を図る。

さらに、有害物質等を地下に浸透させないために防止策を講じて地下水保全に努める必要がある。

(ウ) その他の宅地

市街地における都市福利施設の整備や商業の活性化を図り、事務所・店舗用地についても、良好な都市環境の形成に配慮しつつ必要な用地の確保を図る。

中心市街地の空事務所・空店舗については、空洞化に対応した再開発事業や多様な主体に働きかけることにより土地利用の高度化を図る。

また、郊外の大規模集客施設については、広域的に影響を及ぼすため、地域の合意形成、周辺の土地利用や環境への影響、地域の景観との調和等を踏まえた上で適正な立地を図る。

キ その他

(ア) 文教施設・公園緑地等

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共施設の用地については、今後の人口減少・少子高齢化社会に対応し、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、地域の環境保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

なお、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き屋・空店舗の利活用や街なか立地を図る。

また、公園緑地については、災害時のオープンスペースや地域の憩いの場、良好な景観等様々な機能が期待されていることから適切な管理を行う。

(イ) レクリエーション用地

余暇需要の増大と自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して計画的な整備を進め有効利用を図る。

その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用を総合的に推進する。さらに、災害時の避難地としての機能も重視する。

(ウ) 低未利用地

都市の低未利用地は、再開発用地、防災や自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての利活用を図る。

農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することにより、様々な取組で農用地としての利活用を図る。

その際、それぞれの地域の状況に応じて施設用地や森林等への転換等有効な方策を講じる。

(エ) 沿岸域

漁業、海上交通、レクリエーション利用等への多様な期待があることから、自然的条件・地域特性、経済的・社会的動向等を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。

この場合、環境保全に十分に配慮し、各海岸・地域の個性を活かしながら県民に開放された親水空間としての適切な利用を図る。

また、沿岸域の多様な生態系の保全、自然海岸・藻場・干潟の再生、景観の保全・再生、漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策等を講じて、県土の安心・安全性の向上に資するよう多様な主体による様々な取組により海岸の保全を図る。

特に、水質汚濁等が問題となっている有明海・八代海の再生についても、「有明海・八代海の再生に向けた熊本県計画」に基づき積極的な取組を推進する。

3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び その地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は、平成29年とし、基準年次は平成16年とする。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成29年において、それぞれおよそ176万人、およそ68万世帯と想定する。（平成17年国勢調査結果から熊本県試算）

ウ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等を考慮して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 県土の利用の基本構想に基づく平成29年の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりである。

カ なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:100ha、%)

区分	平成16年	平成29年	構成比	
			16年	29年
農用地	1,290.9	1,190.6	17.4	16.1
農地	1,212.0	1,111.7	16.3	15.0
採草放牧地	78.9	78.9	1.1	1.1
森林	4,647.5	4,624.0	62.7	62.3
原野	4.6	4.6	0.1	0.1
水面・河川・水路	194.7	196.8	2.6	2.7
道路	278.7	311.4	3.8	4.2
宅地	352.5	370.4	4.8	5.0
住宅地	226.2	240.4	3.1	3.3
工業用地	22.6	23.5	0.3	0.3
その他の宅地	103.7	106.5	1.4	1.4
その他	635.7	710.5	8.6	9.6
合計	7,404.6	7,408.3	100.0	100.0
市街地	147.5	149.4	—	—

(注) (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成16年欄の市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性をいかしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効活用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

イ 地域の区分は、表2のとおりとする。

表2

地域区分	区分ごとの内訳
県北・県央地域	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡及び上益城郡の区域
県南・天草地域	八代市、人吉市、水俣市、天草市、上天草市、八代郡、葦北郡、球磨郡及び天草郡の区域

(県北・県央地域)

平地部にあつては、都市再開発や都市圏交通の整備・充実を図るとともに、優れた条件をいかした農業の展開、環境にやさしい企業等の育成・誘致等を進めるなど、計画的な土地利用を進める必要がある。

また、山間部にあつては、高地という気候的特性と阿蘇地域の広大な草原をいかした観光業や農林業の振興を図るとともに、幹線道路の整備、豊かな自然や貴重な動植物の生態系、優れた景観等の観光資源をいかし、自然と親しむ魅力を前面に打ち出したグリーンツーリズム等による地域づくりを展開するなど調和のある土地利用を進める必要がある。

あわせて、九州新幹線、空港、港湾、道路などの県境を越えた広域・高速交通網の整備を図り地域全体の活性化を推進する。

加えて、地下水かん養域の減少により、本県の特長である豊富な地下水が減少傾向にあるため、かん養機能を持つ農用地や森林等を多様な主体により保全・管理することや、節水の取組を進めていく必要がある。

同様に、きれいで安全な地下水を確保するために、水質汚染の防止策や水質保全活動の促進等対策を講じる必要がある。

特に、熊本市及び周辺13市町村は一つの地下水盆を共有する地域であり、生活用水のほぼ100%を地下水で賄っている全国でもまれな地域である。住宅地、工業用地等の確保に当たっては、雨水浸透施設の設置等により、失われる地下水かん養機能を補完する取組を併せて行う必要がある。

(県南・天草地域)

都市においてはそれぞれの地域における中心都市としての機能の充実を図るとともに、農山漁村においては定住性向上のための生活基盤の整備を進める必要がある。

また、九州新幹線などの高速交通網の整備によって隣・近県を視野に入れた広域交流性の増大や、港湾の整備によって海上輸送物流機能の充実を目指すとともに、農林水産業ばかりでなく工業・観光の振興にも努め、地域全体の活性化を図りながら土地利用を行う必要がある。

特に、天草地域にあっては、活力ある地域づくりのために、熊本天草幹線道路の整備等により広域交流を図り、豊かな海洋資源、美しい景観、歴史的・文化的に優れた観光資源をいかしたブルーツーリズム等による地域づくりと地域整備を進めるなどして、陸・海・空一体となった土地利用を図る必要がある。

さらに、県南地域においては大規模な植林未済地が発生しているため、県民・企業・行政一体となって対策を推進していく必要がある。

ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分および利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとする。

エ 平成29年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別概要は、次のとおりである。

(ア) 農用地については、県北・県央地域では、住宅地・工業用地等他地目への転換により減少し90,770ha程度、県南・天草地域では、道路、住宅等他地目への転換により減少し28,290ha程度となる。

- (イ) 森林については、両地域ともに宅地・道路等への転換により微減し、それぞれ195,180 h a程度、267,220 h a程度となる。
- (ウ) 原野については、両地域ともほぼ現状並みで、それぞれ410 h a程度、50 h a程度となる。
- (エ) 水面・河川・水路については、両地域ともに川・水路の整備により増加し、それぞれ12,200 h a程度、7,480 h a程度となる。
- (オ) 道路については、両地域ともに一般道路や農林道の整備により増加し、それぞれ19,400 h a程度、11,740 h a程度となる。
- (カ) 宅地のうち、住宅地については両地域とも増加し、県北・県央地域は、17,450 h a程度、県南・天草地域では、6,590 h a程度となる。
工業用地については、両地域とも増加し、県北・県央地域は、1,720 h a程度、県南・天草地域では630 h a程度となる。
その他の宅地については、県北・県央地域では7,980 h a程度、県南・天草地域では2,670 h a程度となる。
- (キ) その他については、必要な用地について確保を図るために増加が見込まれ、県北・県央地域では39,700 h a程度、県南・天草地域では31,350 h a程度となる。
- (ク) 市街地の面積については、熊本市及びその周辺並びに各地域の中心都市の人口増加により、県北・県央地域では11,540 h a、県南・天草地域では3,400 h a程度となる。
- (ケ) 上記利用区分別の規模の目標については、(1)のイで前提とした県内人口の動向及び今後の経済・社会の変動、施策の展開等により流動的な要素があることを留意しておく必要がある。

4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は以下のとおりである。

(1) 公共の福祉の優先

本県は、一人一人の存在を大事にした「だれもが暮らしやすく豊かなくまもと」というユニバーサルデザインに配慮した地域社会の実現を目指している。

そこで、土地についても、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適切な利用がなされるように努める。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を講じることによって、総合的な対策の実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用と、本計画及び市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適切な土地利用の確保と地価の安定を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体等、関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

(3) 地域整備施策の推進

地域の「個性」を重視し「自立」と「交流・連携」を推進することで、県域全体として調和のとれた持続可能な均衡ある県土を形成することが可能となる。

そこで、都市とその周辺の農山漁村とが一体となった広域的生活圏の形成に向けて、生活機能を総合的に整備し、都市においては市街地の個性をいかした魅力あるコンパクトな都市づくり、農山漁村においては各地域の特性や地域資源をいかした活力あふれる地域づくりを推進する。

また、各地域が相互に機能を補完し合いながら発展していくことができるよう、連携軸の整備・強化により各地域間の結びつきを深め、交流と連携を支えるネットワークづくりを推進する。

その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

(4) 県土の保全と安全性の確保

ア 本県は、県土の約8割が山地・丘陵地であり、主として菊池川・白川・緑川・球磨川という4つの一級水系、7つの活断層や阿蘇火山を有している。

このような中で、県土の保全と安全性の確保のために、河川・砂防・治山等の施設整備と土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性及び地震・津波・高潮・風水害・土砂災害・火山噴火等への対応に配慮しつつ、適切な県土利用への誘導を図る。

特に、昭和28年の白川大水害の経験をもつ本県としては、河川整備基本方針、河川整備計画を策定して流域の整備保全に努める。

また、渇水に備えるため、水利用の合理化、節水意識の高揚、地下水の保全、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

イ 森林のもつ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、熊本県森林・林業・木材産業基本計画に基づき、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、路網や機械化等効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに、生産、流通及び加工段階における条件整備や林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加を促し、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

加えて、森林の機能を発揮させるべき箇所においては、計画的に保安林の指定を行う。

さらに、植林未済地は県土保全機能の低下を招くため、皆伐後の植林未済地の解消に向けたアクションプログラムや森づくりボランティアネットの推進等を通し、多様な主体での様々な取組により解消に努める。

ウ 県土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保等を図る。

また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した土地利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、災害時の緊急輸送道路の確保、土砂災害危険箇所への開発・立地による危険箇所の増加を抑制し、安全な市街地の形成を図る。

さらに、平成15年7月県南集中豪雨により甚大な被害を受けた本県としては、災害危険箇所マップ等を作成し熊本県防災情報ホームページなどへの掲載により危険地域についての情報の周知により減災を図る。

特に、中山間地域においては、崖崩れによる道路の寸断等により集落が孤立する状況もみられるため、十分配慮する必要がある。

エ 平成11年の台風18号により八代海湾奥部において高潮が発生し大きな被害を受けた本県としては、海岸保全基本計画を策定し、高潮等による災害や海岸侵食から県土を防護するために、保全施設の整備を図る。

その際は、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進する。

(5) 環境の保全と美しい県土の形成

ア 県土は次の世代に引き継ぐべき県民の共有財産であり、環境とは不可分のものである。

そこで、熊本県環境基本条例、熊本県環境基本指針及び熊本県環境基本計画等に基づき、地球温暖化対策及び地域の大気環境の保全策を推進するため、太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーの導入、公共交通機関の利用促進による自動車利用の抑制や交通渋滞緩和の促進、物流効率化の促進など、地域・都市構造や交通システムの観点から環境負荷の低減に向けた土地利用を図る。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を推進する。

そして、そのためには県民、企業、そして行政の主体的な取組が不可欠であることから、県民による環境保全活動の推奨・支援を行うため「くまもと環境賞」などの表彰制度を設置するとともに、事業者の環境保全行動への推進のため、熊本県環境保全協議会が主催する研修会等の開催支援や、ISO14001認証取得に向け必要な助言を行うなど、各主体との連携を通じて環境保全行動の地域への広がりを目指す。

イ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

ウ 生活環境の保全を図るため、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。

また、緩衝緑地施設や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適切な土地利用への誘導を進める。

二酸化炭素や窒素酸化物等による環境への負荷の低減に資する交通システムの構築や都市づくり等に配慮した土地利用を図る。

エ 本県の特長である豊かな地下水を確保・保全するため、熊本県地下水保全条例、熊本県水資源総合計画に基づき、農用地や森林の適切な維持管理、都市における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水環境の確保を図る。

特に、豊かで良質な地下水を維持するため、かん養機能を持つ農用地や森林等の保全、雨水浸透機能の強化、雨水利用施設の普及、地下水利用の合理化等により水量の保全に努めるとともに、有害物質等の使用の低減化や、それを含む地下浸透水や排出水に対する規制・指導等により地下水汚染の未然防止に努め、健全な水環境の保全を図る。

湖沼等の流域においては、水質保全に資するよう、緑地の保全のほか自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。

また、土壌汚染の防止や汚染土壌による被害の防止に努める。

オ 阿蘇くじゅう国立公園や雲仙天草国立公園、白髪岳自然環境保全地域をはじめ2つの国定公園と7つの県立自然公園及び7つの県自然環境保全地域等多様な自然に恵まれた県土を次世代に引き継ぐ責務がある。

そこで、高い価値を有する原生的な自然については、自然公園法や自然環境保全法等での厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。

野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみて優れている自然については、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例での行為規制等により適切な保全を図る。

二次的な自然については、適切な農林漁業活動や県民・企業等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。

自然が劣化・減少した地域については、その再生・創出により質的向上と量的確保を図る。

この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮する。

また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を目的として、科学的・計画的な保護管理に努める。

阿蘇の原野は、牛馬の飼育のほか、生物多様性の観点及びその美しい景観による人々の癒しの空間としても重要な位置を占めており、放牧や採草、野焼き等により維持されてきたが、近年担い手が減少傾向にある。

このため、原野保全の観点からも、担い手の育成・確保や多様な主体の協働により、生物の多様性を維持し、美しい景観の保全を図る。

カ 安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や、天草等の白砂青松の海岸の保全・再生を図る。

加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

キ 歴史的・文化的景観の保存、文化財の保護等を図るため、文化財保護法を適切に運用するとともに、開発行為等の規制を行う。

また、後世に残り得る文化的遺産として優れた建造物を造るくまもとアートポリスを推進する。

加えて、美しく良好な景観形成に資する熊本県景観条例、熊本県屋外広告物条例等の適切な運用やそれぞれの地域特性を踏まえた取組を通じて、緑や水に代表される自然と、長い歴史の中で築き上げられてきた文化と生活があいまった熊本らしい景観の保全・創造を図る。

ク 本県の自然特性を活かした環境保全型農業の取組を「くまもとグリーン農業」として、有機農産物や熊本型特別栽培農産物「有作くん」及び特別栽培農産物等の栽培拡大と、農薬等ポジティブリスト制度の啓発やエコファーマーが支える環境と調和した持続性の高い農業を推進することで環境負荷の低減を図る。

ケ 開発事業を行う場合、事業者は、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施すること及び法や条例の対象とならない県の公共事業について「熊本県公共事業等環境配慮システム」、「熊本県公共事業等環境配慮チェックリスト」を活用し自主的な環境配慮の取組を実施することにより、環境への影響を未然に防止し、良好な環境の確保を図る。

(6) 土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、各個別規制法等に基づき、その復元の困難性、地下水かん養域のかん養面積の減少等の影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適切に行うこととする。

特に、自然条件の勘案に当たっては、県土を生物多様性という観点から評価し、土地利用転換が生物の生息・生育環境に与える負荷を最小限にとどめるよう配慮する。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

加えて、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方で、低未利用地が増加していることをかんがみ、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とし、無秩序な開発に対策を講じる必要がある。

イ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

ウ 農用地の利用転換を行う場合には、食料の安定供給、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

エ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適切な土地利用の確保を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想に盛り込まれている地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備、公共サービスの供給計画等との整合を図る。

オ 農山漁村における混住化が進行する地域において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、農用地、宅地等の相互の土地利用の調和と調整を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域においては、制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、「くまもとブランド」づくりを目指して、熊本県食料・農業・農村計画や熊本県農業振興地域整備基本計画に基づき、平地農業地域、中山間農業地域等それぞれの立地条件に応じた農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。

また、利用度の低い農用地について、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

イ 森林については、熊本県森林・林業・木材産業基本計画に基づき、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。加えて、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

さらに、木材生産等の経済的価値の向上や公益的機能を高めるため、今後においても森林資源の整備を計画的に推進する。

なお、植林未済地については、「水とみどりの森づくり税」や森づく

りボランティアネット等を活用するとともに、多様な主体による植林活動等に取り組む。

ウ 水面・河川・水路については、河川氾濫地域や土石流危険溪流の安全性の確保、治水及び利水機能の発揮と向上に留意しつつ、多様な生物の生息・生育環境としての機能の発揮のために、必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の優れた景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成に努める。

また、県民とのパートナーシップによる河川の保全活動等が増加していることから、より地域住民との連携を深め、より良い河川環境を創出する。

ため池や水路については、安定的かつ持続的な農業生産を維持する上で不可欠であるとともに、農業生産活動により発揮される多面的機能の確保にも大きな役割を果たしていることから、適切な維持管理を図る。

エ 道路については、人を中心に置いた道路（みち）の観点を大事にし、歩行者の安全の確保や歩道の段差解消等を推進してユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。

また、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化により良好なまちなみ景観を形成し、道路空間の有効活用を図る。

さらに、道路ウォッチャー制度、ロードクリーンボランティアの推進により、多様な主体による協働管理や、「日本風景街道」の理念に基づく美しい県土景観の形成を目指す。

オ 住宅地については、熊本県住宅マスタープランに基づき、地域景観に配慮したまちなみ整備、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

加えて、既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインに配慮した住宅の普及・啓発、住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じて、持続的な利用を図る。

また、ニュータウンの再生、低未利用地の活用等による住宅地の高度利用、過疎地域等の定住施策・交流施策により地域の活性化に貢献する住まいづくり・まちづくりを推進することで、豊かな住生活の実現を図る。

さらに、中心市街地については、まちづくり三法の改正を受け、都市

機能の集約とまちなか居住の促進を図り、また、郊外部においては無秩序な開発を抑制することで、都市機能の適正な配置に努め、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通機関の整備及び交通移動円滑化対策等により、様々な都市機能等が集積したにぎわいのある中心市街地への再構築を図る。

カ 工業用地については、熊本県工業振興ビジョンに基づいた熊本ものづくりフォレスト構想等の3つのフォレスト構想により工業振興を図り、「くまもとテクノフォレスト」の形成に必要な用地の確保を図る。

その際、地域社会との調和及び環境への負荷低減と公害防止を図る。

また、既存の工業団地のうち未分譲地等の有効利用を促進する。

港湾用地については、熊本県の港湾ビジョンに基づき、本県がアジアに向けたゲートウェイとしての主要な役割を担い、九州における拠点性を高めるために、熊本港・八代港・三角港等の利用の向上を図る。

キ 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、新たな耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、既存のものに対しては農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林等への転換を図る。

特に、農業上重要な地域においては、集中的な対策を実施し耕作放棄地の一掃を目指す。

また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適切な活用を促進する。

ク 土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。あわせて、定期借地権制度の活用等による有効な土地利用を図る。

(8) 県土の県民的経営の推進

「くまもとの夢」の主役は県民である。その県民の総参加により一つ一つの夢を実現し「県民の総幸福量の最大化」を目指す。

次世代へ引き継ぐべき共有財産である県土について、土地所有者のみならず、土地所有者以外の者も含めた多様な主体の協働による県土の管理を

推進する。

このことにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。

このため、国・県・市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森づくりボランティアネット等による森づくり活動をはじめ、水と緑の財産づくりのための農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、県民総参加による「県土の県民的経営」の取組を推進する。

そして、パートナーシップの理念に基づいたこれらの取組を次世代に引き継ぐことにより、持続可能な県土管理へと発展させる。

(9) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、県民等と情報を共有し、その総合的な利用を図る。

また、土地所有者の高齢化や不在地主の増加により、森林や農地等において、境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点からの取組を推進する。

加えて、県民の県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、GIS（地理情報システム）等の活用による調査結果の普及及び啓発に努める。

さらに、県土の有効利用のため、広く県民に地価・空店舗等の土地の有効利用に必要な情報の提供に努める。

(10) 指標の活用

持続可能で適切な県土の利用に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。

また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、計画策定より概ね5年後に計画の総合的な点検を行う。

(参考付表)

県北・県央地域、県南・天草地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：100ha、%)

区分	県北・県央地域				県南・天草地域			
	平成16年	平成29年	構成比		平成16年	平成29年	構成比	
			16年	29年			16年	29年
農用地	962.9	907.7	25.1	23.6	328.0	282.9	9.2	7.9
農地	884.0	828.8	23.0	21.5	328.0	282.9	9.2	7.9
採草放牧地	78.9	78.9	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
森林	1,968.4	1,951.8	51.1	50.7	2,679.1	2,672.2	75.2	75.1
原野	4.1	4.1	0.1	0.1	0.5	0.5	0.0	0.0
水面・河川・水路	120.6	122.0	3.1	3.2	74.1	74.8	2.1	2.1
道路	172.8	194.0	4.5	5.0	105.9	117.4	3.0	3.3
宅地	258.1	271.5	6.7	7.1	94.4	98.9	2.7	2.8
住宅地	163.5	174.5	4.3	4.6	62.7	65.9	1.8	1.9
工業用地	16.7	17.2	0.4	0.4	5.9	6.3	0.2	0.2
その他の宅地	77.9	79.8	2.0	2.1	25.8	26.7	0.7	0.7
その他	359.8	397.0	9.4	10.3	275.9	313.5	7.8	8.8
合計	3,846.7	3,848.1	100.0	100.0	3,557.9	3,560.2	100.0	100.0
市街地	113.8	115.4	—	—	33.7	34.0	—	—

(注) (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成16年欄の市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

登載依頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第185号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川水系の上内田川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動物の採捕を禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成20年12月26日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田弘志

1 竿釣り以外の漁法の禁止区域

山鹿市菊鹿町上内田字吉原地内の砂防ダム下流端から下流750メートルの吉原堰上流端までの区域。

2 指示の有効期間

平成21年1月10日から平成23年1月9日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第186号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川の水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成20年12月26日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田弘志

1 採捕禁止区域

菊池川右岸山鹿市川辺地区岩野川吐合口に設置した標柱と左岸同市大字志々岐字牛草2005番地の2に設置した標柱を結んだ線から下流へ1000メートルまでの区域。ただし、熊本県内水面漁業調整規則第31条の規定で定められた採捕禁止区域と重複する区域を除く。

2 指示の有効期間

平成21年1月27日から平成23年1月26日まで

熊本県収用委員会公告第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成20年12月26日

熊本県収用委員会会長 塚本 侃

1 起業者の名称

熊本市

2 事業の種類

熊本都市計画事業熊本駅前東A地区第二種市街地再開発事業（熊本県熊本市春日一丁目及び同二丁目の一部）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県熊本市春日一丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
732番6	宅地	宅地	495.36	474.58	474.58
733番2	宅地	宅地	4.66	3.51	3.51

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

4 土地所有者の氏名及び住所

株式会社ヒメドインターナショナル
東京都新宿区新宿一丁目1番5号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 土地の所在 熊本県熊本市春日一丁目732番6

氏 名	住 所	権 利 の 種 類 (受付年月日・受付番号)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	根抵当権(平成18年8月16日・第15047号)
北海道(北海道十勝支庁)	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	差押(平成19年10月3日・第17284号)
北海道(北海道網走支庁)	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	参加差押(平成19年10月15日・第17858号)
北見市	北海道北見市北5条東2丁目	参加差押(平成19年11月7日・第19356号)
北海道(北海道空知支庁)	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	参加差押(平成19年11月8日・第19442号)
帯広市	北海道帯広市西5条南7丁目1番地	参加差押(平成20年1月30日・第1334号)
千葉県(千葉県木更津県税事務所)	千葉県千葉市中央区市場町1番1号	参加差押(平成20年6月13日・第10827号)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	差押(平成20年8月19日・第15287号)

(2)	東京都（東京都新宿都税事務所）	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	参加差押（平成20年10月17日・第18908号）
土地の所在 熊本県熊本市春日一丁目733番2			
	氏 名	住 所	権 利 の 種 類 (受付年月日・受付番号)
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	根抵当権（平成18年8月16日・第15047号）
	北海道（北海道十勝支庁）	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	差押（平成19年10月3日・第17284号）
	北海道（北海道網走支庁）	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	参加差押（平成19年10月15日・第17858号）
	北見市	北海道北見市北5条東2丁目	参加差押（平成19年11月7日・第19356号）
	北海道（北海道空知支庁）	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	参加差押（平成19年11月8日・第19442号）
	帯広市	北海道帯広市西5条南7丁目1番地	参加差押（平成20年1月30日・第1334号）
	千葉県（千葉県木更津県税事務所）	千葉県千葉市中央区市場町1番1号	参加差押（平成20年6月13日・第10827号）
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	差押（平成20年8月19日・第15287号）
	東京都（東京都新宿都税事務所）	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	参加差押（平成20年10月17日・第18908号）

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成20年12月16日

熊本県収用委員会公告第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成20年12月26日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称
熊本市
- 2 事業の種類
熊本都市計画事業熊本駅前東A地区第二種市街地再開発事業（熊本県熊本市春日一丁目及び同二丁目の一部）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県熊本市春日一丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
766番52	宅地	宅地	177.32	177.37	177.37
766番55	宅地	宅地	175.66	175.70	175.70

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
株式会社石須コーポレーション
熊本県熊本市御幸笛田五丁目7番116号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(1) 土地の所在 熊本県熊本市春日一丁目766番52

	氏 名	住 所	権 利 の 種 類 (受付年月日・受付番号)
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	根抵当権（平成18年8月25日・第15782号）
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	差押（平成20年4月9日・第6175号）

(2) 土地の所在 熊本県熊本市春日一丁目766番55

氏 名	住 所	権 利 の 種 類 (受付年月日・受付番号)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	根抵当権(平成18年8月25日・第15782号)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	差押(平成20年4月9日・第6175号)

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成20年12月16日